参考資料２

# 健康診断機関における
# 個人情報の保護に関する
# ガイドライン
# （抜粋）

平成１６年３月

社団法人 全国労働衛生団体連合会

# はじめに

「個人情報の保護に関する法律」が平成１５年５月３０日に施行されましたが、民間の個人情報取扱事業者の義務等にかかわる部分は、平成１７年４月１日より施行されることとされております。この法律によれば、全衛連の会員機関はもれなく「個人情報取扱事業者」に該当することになります。

これまでの健康診断業務においては、健康の確保を究極目標としつつも、クオリティと効率をどのようにバランスさせるかということが、実際的，かつ、優先的な課題でした。しかし、今「個人情報の保護に関する法律」が新たに提起する課題は、個人の「プライバシー価値」を個人や集団の「健康価値」と対等に取り扱わなければならないということです。

この背景には、ＩＴ革命が進むにつれて個人のプライバシーリスクがビジネスシーンのなかに常在化することになり、そのリスクが日々増大しつつあるという状況があります。

一方、実践医療の場では、プライバシーリスクと生命リスクが相反する例が稀ではありません。両者択一を迫られたときいずれを優先すべきかという課題は、きわめて個別的であると同時に、社会的な価値観にかかわる問題でもあります。しかし、このガイドラインは、そのような価値観を問うものではありません。

企業外健診機関として、諸法規、倫理的規範、産業保健目的、業務効率とクオリティの確保、業務契約の諸事項などとの関連のなかで、個人情報保護に関するシステムや手順をどのように形成し、実践していくかという一つの基準を示すものにすぎません。

したがって、各会員機関においては、このガイドラインに独自の判断を加えたうえでご活用いただければ幸いです。

平成１６年３月

個人情報の保護に関する検討委員会
委員長　立道　肇
委　員　石井武憲
同　根本克幸
同　佐藤正実

# 目　　次

# 【資料編：目次】

## 関係法令集



## 規程・様式例集

# 健康診断の受託契約について

## 個人情報保護に関する遵守基準と契約への対応

個人情報保護法は、第２０条に個人データの安全管理措置、第２１条に職員に対する必要かつ適切な監督について、それぞれ定めている。

全衛連は、各健診機関は個人情報取扱事業者としての信頼性を確保するためにも、受診者の健康情報は「**受診者に属する**」ことを基本理念として対策を進めるべきである。

以下、健診業務の受託時に必要な遵守基準とその対策を述べる。

**【個人情報保護管理規程の作成】**

健診機関における秘密情報とは、顧客又は個人から受託した健診業務の遂行上知り得たすべての個人情報とする。全衛連の会員機関は、個人情報の安全と適正な管理を図るために、「個人情報の保護に関する管理規程」（以下、「個人情報保護規程」という）を定めなければならない。

「個人情報保護規程」は、役員及び職員に対して守秘義務を課すとともに、その内容について周知徹底を図ることとする。

役員及び職員が、「個人情報保護規程」又は関連規程に違反した場合の懲戒としては、免職、停職、減給、戒告等が考えられる。

また、就業規則等を見直し、必要に応じて以下のような条項を加える。

（守秘義務）

第〇〇条　役員又は職員は職務上知り得た個人情報を漏洩、滅失又は毀損（以下「漏洩等」という）してはならない。

2　前項の規定に反し、職員が個人情報について正当な事由なく漏洩等を行った場合には、懲戒処分とする。また、当機関は、当該役員又は職員に対し、漏洩等による損害賠償を求めることができる。

3　第一項及び前項の規定は、当機関を退職し、又は免職された職員にも適用する。

4　退職する役員及び職員には、「退職後の守秘義務に関する誓約書」の提出を求めるものとする。

**【守秘義務遵守の徹底】**

専門委員会の設置、研修会の定期開催などを行ない、役員及び職員に対して個人情報保護に関する知識・意識の周知徹底をはかる。

① 役職員の採用、就任、異動などの際は、業務説明の一環として、特に守秘義務遵守について周知徹底をはかる。

② 新規採用・新規就任した役員及び職員から、「守秘義務に関する誓約書」の提出を義務づける。

③ 守秘義務遵守について、役員及び職員による委員会を設置し、定期的に開催することによって周知徹底をはかる。

**【個人情報保護に関する管理体制の整備】**

健診機関の代表者は、「個人情報取扱責任者」及び必要に応じて「個人情報取扱担当者」を任命し、個人情報保護に関する管理体制の整備、遵守基準の周知徹底等に関する業務を行わせるようにする。

「個人情報取扱責任者」は、個人情報保護に関する遵守基準の内容を十分理解し、実践能力のある者を役員（常務理事クラス）のなかから選任する。常務理事クラスの役員を「個人情報取扱責任者」とし、その指揮のもとに「個人情報取扱担当者」を設け、責任者と実行担当者を区分することも一つの方法であろう。ただし、その場合でも、実行担当者が責任の一端を負うことは免れない。

**【個人情報取扱責任者の役割】**

個人情報取扱責任者は、個人情報保護の徹底が図られるよう、役員及び職員に対する教育訓練、各種安全対策の実施、個人情報に関する開示請求や苦情処理、外部委託業者の監督等を適切に行う。なお、法人の代表者は、個人情報取扱責任者とともにその責任を負うことはいうまでもない。

パソコン等を用いた業務処理を行う場合は、個人情報のセキュリティに関する教育訓練など、各種安全対策について特に留意して実施しなければならない。

健診機関で内部ＬＡＮ（ローカル・エリア・ネットワーク）を設置している場合や、業務用パソコンでインターネット利用（メールを含む）を行う場合などは、万全のセキュリティ対策に努め、各パソコン等に最新のウイルスチェックソフトを投入し、あるいはファイヤウォールを設置するなどの対策を講ずる。

外部から内部への、及び内部から外部へのアクセスをより厳しく管理する方法としては、プロキシサーバ（内部ネットワークと外部間の出入り口ガードの役割を担うもの）の設置も有効策である。

個人情報取扱責任者は、定期的に禁止事項の徹底を図るとともに、最新のコンピュータウイルスに関する情報を常に収集し、その対策の徹底をはかる。

外部業者に業務処理委託を行う場合は、定期的、又は抜き打ち的に業務処理状況を検査するなど、個人情報の保護が適切になされているかどうかを調査する。調査後は、調査の日時、場所、調査内容等を記録し、保存する。

業務処理委託の際は、契約書への明記とともに、個人情報保護の遵守、違反した場合の解約、又は損害賠償等について、営業担当者及び現場処理担当者に対してもその内容を周知徹底する。口頭による注意についても、その日時、場所、伝達相手、伝達内容等を記録し、保存する。

**【個人情報のセキュリティ対策】**

パソコン等の機器によって個人情報を処理する場合は、当該業務担当者及び管理責任